

議案第 116 号

市道路線の認定の件

下記の路線を市道に認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 6 日提出

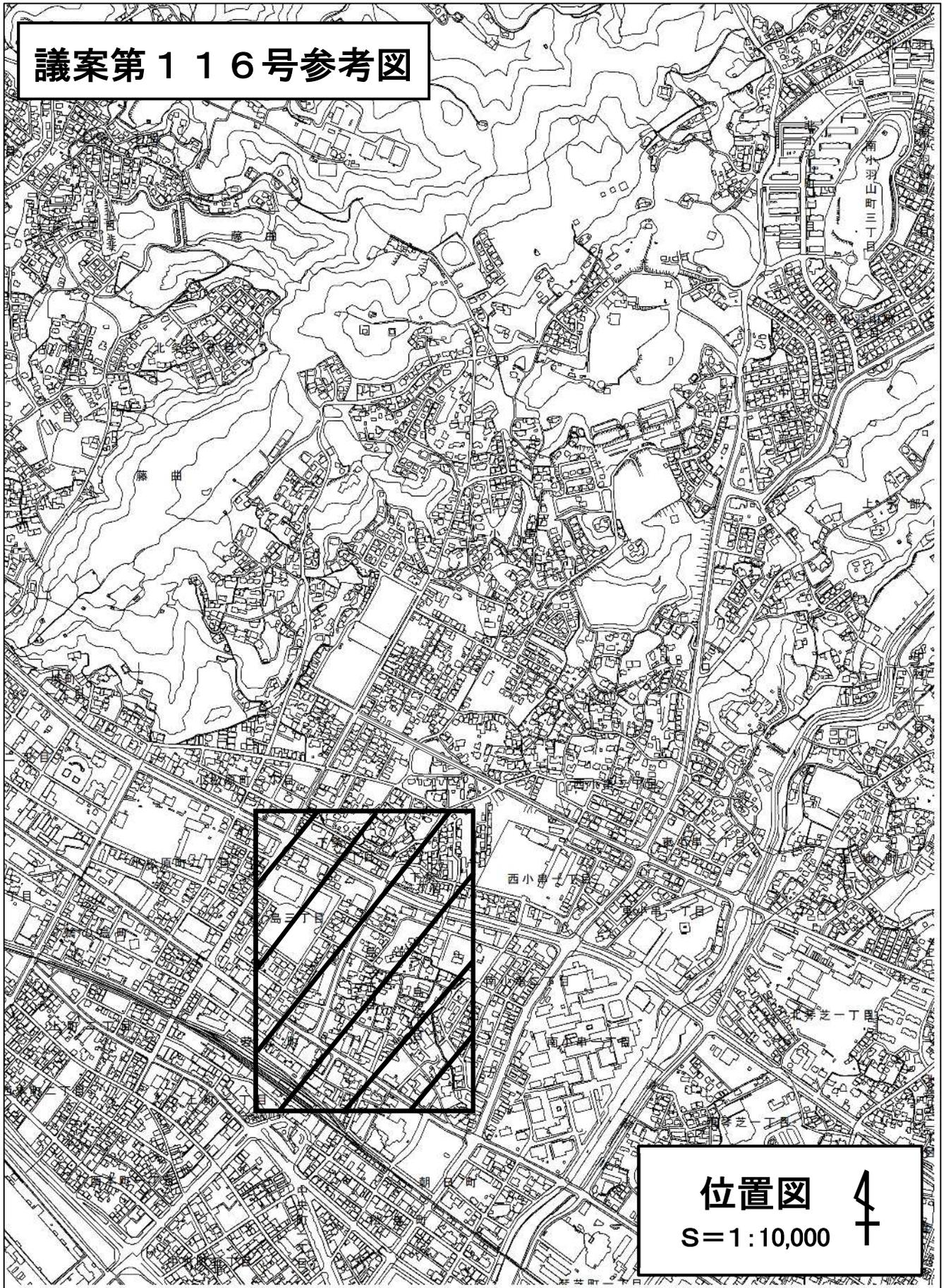
宇部市長 篠崎圭二

記

路線の認定

図示 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地
		起点	終点	
1	島 9 号 線	南小串二丁目	島一丁目	
2	島 1 0 号 線	島二丁目	島二丁目	

議案第116号参考図

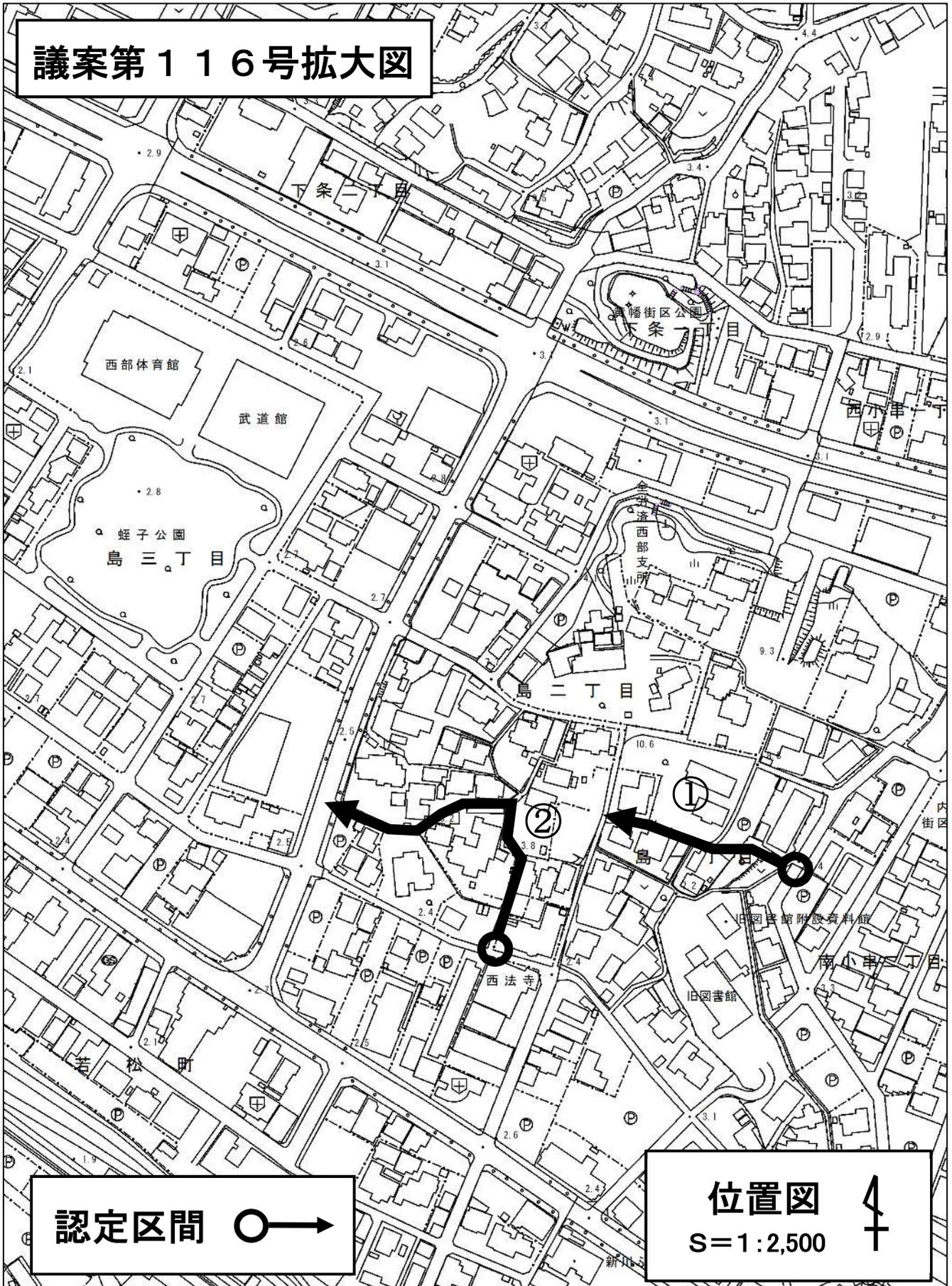


位置図

S=1:10,000



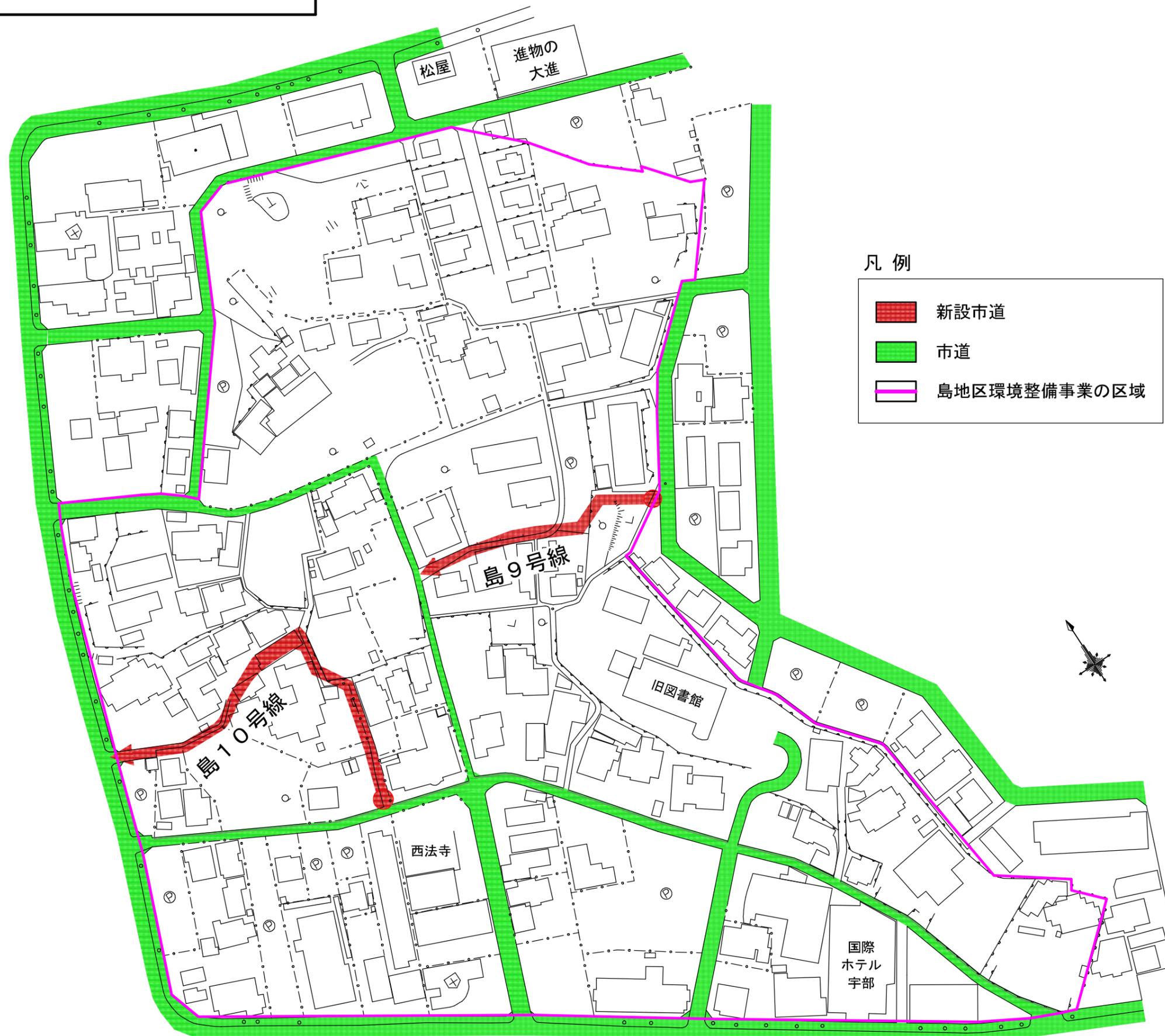
議案第116号拡大図



令和6年12月 産業建設委員会 資料

議案第116号 市道路線の認定の件

土木建設部 道路整備課



議案第百八号

宇部市都市公園条例中一部改正の件

宇部市都市公園条例（昭和三十三年条例第六号）の一部を次のように改める。
令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠崎 圭 二

別表第一及び別表第二の二の表中「多目的グラウンド」の下に「、にぎわい交流施設、屋根付きグラウンド、都市型スポーツ広場」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

「説明」

恩田スポーツパーク整備事業の実施による公園施設の新設に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

別表第一(第七条関係)

都市公園名	有料公園施設の名称
恩田運動公園	野球場、陸上競技場、多目的グラウンド

別表第一(第七条関係)

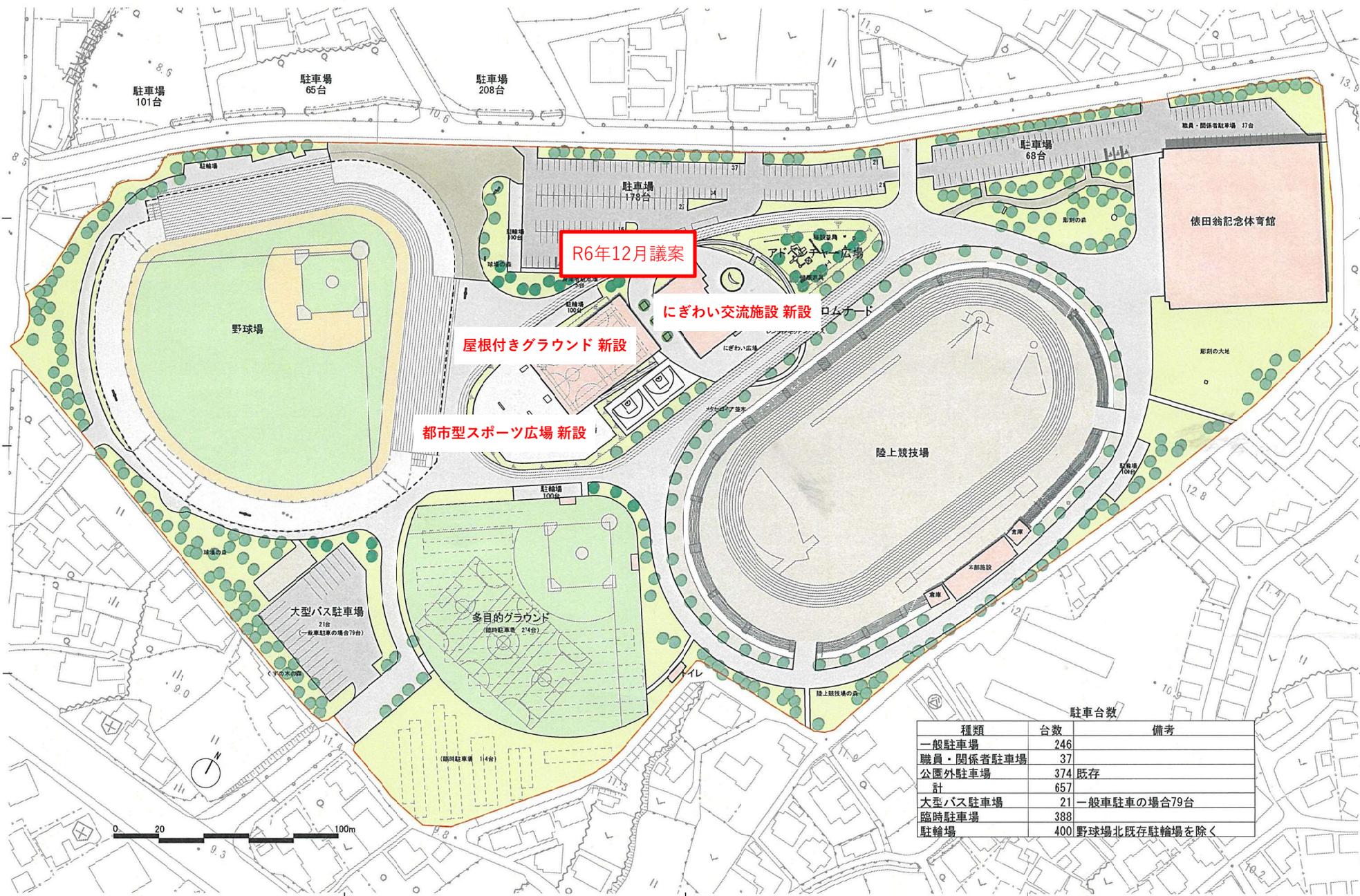
都市公園名	有料公園施設の名称
恩田運動公園	野球場、陸上競技場、多目的グラウンド、にぎわい交流施設、屋根付きグラウンド、都市型スポーツ広場

別表第二(第七条関係)

都市公園名	公園施設の名称
恩田運動公園	野球場、陸上競技場、多目的グラウンド

別表第二(第七条関係)

都市公園名	公園施設の名称
恩田運動公園	野球場、陸上競技場、多目的グラウンド、にぎわい交流施設、屋根付きグラウンド、都市型スポーツ広場



駐車台数		
種類	台数	備考
一般駐車場	246	
職員・関係者駐車場	37	
公園外駐車場	374	既存
計	657	
大型バス駐車場	21	一般車駐車の場合79台
臨時駐車場	388	
駐輪場	400	野球場北既存駐輪場を除く

特記	

Date 2023. 03. 31
 Che. ※※ Dro. ※※

Project 恩田スポーツパーク整備・管理運営業務
 (様式9-4)全体配置図

Scale A3:1/1500
 No. 参加者番号
 3

議案第 1 1 2 号

宇部市旧宇部銀行館に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市旧宇部銀行館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市旧宇部銀行館	宇部市新天町一丁目 1 番 1 号

2 指定管理者の候補者

宇部市新天町一丁目 2 番 3 6 号

株式会社エフエムきらら

代表取締役 内 山 悟

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

宇部市旧宇部銀行館の指定管理者の候補者の選定結果について

宇部市旧宇部銀行館の指定管理者の指定期間の満了に伴い、令和7年4月からの指定管理者の候補者を次のとおり選定しましたので、お知らせします。

1 施設の名称及び位置

- (1) 名 称 宇部市旧宇部銀行館
- (2) 位 置 宇部市新天町一丁目1番1号

2 指定管理者の候補者

- (1) 団 体 名 株式会社エフエムきらら
- (2) 代表者名 代表取締役 内 山 悟
- (3) 主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目2番36号

3 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

4 選定理由

宇部市旧宇部銀行館の指定管理者の候補者の選定に当たり5団体からの応募があり、令和6年10月29日に開催した宇部市旧宇部銀行館指定管理候補者選定委員会において、審査基準に基づき総合的に評価しました。その結果を踏まえ、市では次の理由により上記団体を候補者に選定しました。

- ・各委員の採点した合計点数が最も高い。
- ・合計点数が最低基準点（総配点数の60%にあたる300点）を満たしている。
- ・審査基準のうち、住民の平等な利用を確保することができる事項として、特に施設の基本的な運営方針が高く評価された。
- ・審査基準のうち、その他施設の設置目的を達成するために必要な事項として、中心市街地の活性化に関する取組が高く評価された。

5 評価結果（合計点数500点満点）

評価基準	配点	候補者	A団体	B団体	C団体	D団体
I 住民の平等な利用を確保することができるものであること。	75.0	51.6	46.2	46.8	48.0	42.6
II 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	125.0	78.6	82.8	79.2	76.8	72.0
III 事業計画書の内容が施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。	150.0	102.0	94.0	96.0	104.0	82.0
IV 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	100.0	57.6	64.6	66.2	58.8	44.8
V その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	50.0	38.0	38.0	32.0	30.0	28.0
外部評価委員会による旧宇部銀行館の管理運営の実績評価	—	—	—	—	—	—
合計点数	500.0	327.8	325.6	320.2	317.6	269.4

議案第 1 1 3 号

工 事 請 負 変 更 契 約 締 結 の 件

令和 5 年 9 月市議会定例会において議決された議案第 8 1 号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 8 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

記

変更請負金額 一金 1,709,249,300円也
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
(当初 一金 1,589,500,000円也)

【説明】

- 1 工 事 名 宇部市新庁舎 2 期棟新築（建築主体）工事
- 2 工 事 場 所 宇部市常盤町一丁目地内
- 3 工 事 の 概 要 鉄骨造 3 階建て
延べ面積 3,327.16 m²
- 4 契約の相手方 宇部工業・塚原建設・沖村建設共同企業体
代表者 宇部市大字妻崎開作 8 7 4 番地 1
宇部工業株式会社
代表取締役社長 河 野 剛 志
宇部市大字藤曲 1 7 5 3 番地 4 6
塚原建設株式会社
代表取締役 塚 原 正 好
宇部市大字妻崎開作 1 2 7 1 番地 1 9
株式会社沖村建設
代表取締役 沖 村 重 人

- 5 変更の理由 労務単価改正に伴うインフレスライド条項の適用、工期延伸に伴う諸経費の増加等により、工事請負金額を増額変更するものである。

議案第 1 1 4 号

工 事 請 負 変 更 契 約 締 結 の 件

令和 5 年 1 2 月市議会定例会において議決された議案第 1 1 0 号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 8 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

記

変更請負金額 一金 2 2 6 , 3 7 6 , 7 0 0 円也
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
(変更前 一金 1 9 0 , 2 3 2 , 9 0 0 円也)

【説明】

- 1 工 事 名 宇部市新庁舎 2 期棟新築（電気設備）工事
- 2 工 事 場 所 宇部市常盤町一丁目地内
- 3 工 事 の 概 要 (1) 電灯・動力設備工事 一式
(2) 入退室管理設備工事 一式 ほか
- 4 契約の相手方 鶴谷秀電社・前村電気工事共同企業体
代表者 宇部市東琴芝一丁目 1 番 4 6 号
株式会社鶴谷秀電社
代表取締役 鶴 谷 孝 二
宇部市神原町二丁目 8 番 5 1 号
前村電気工事株式会社
代表取締役 前 村 隆 文
- 5 変更の理由 労務単価改正に伴うインフレスライド条項の適用、工期延伸に伴う諸経費の増加等により、工事請負金額を増額変更するものである。

議案第 1 1 5 号

工 事 請 負 変 更 契 約 締 結 の 件

令和 5 年 1 2 月市議会定例会において議決された議案第 1 1 1 号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 8 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

記

変更請負金額 一金 2 9 6 , 7 3 2 , 7 0 0 円也
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
(変更前 一金 2 6 6 , 7 1 4 , 8 0 0 円也)

【説明】

- 1 工 事 名 宇部市新庁舎 2 期棟新築（機械設備）工事
- 2 工 事 場 所 宇部市常盤町一丁目地内
- 3 工 事 の 概 要 (1) 空気調和設備工事 一式
(2) 給排水衛生設備工事 一式 ほか
- 4 契約の相手方 大栄建設・富士管工共同企業体
代表者 宇部市北琴芝二丁目 1 2 番 1 - 2 号
大栄建設株式会社
代表取締役社長 原 田 亜 希 那
宇部市文京町 6 番 3 3 号
富士管工株式会社
代表取締役 柴 田 泰 広
- 5 変更の理由 労務単価改正に伴うインフレライド条項の適用、工期延伸に伴う諸経費の増加等により、工事請負金額を増額変更するものである。

宇部市地域公共交通サービス水準 調査・検討について

令和6年12月16日（月）

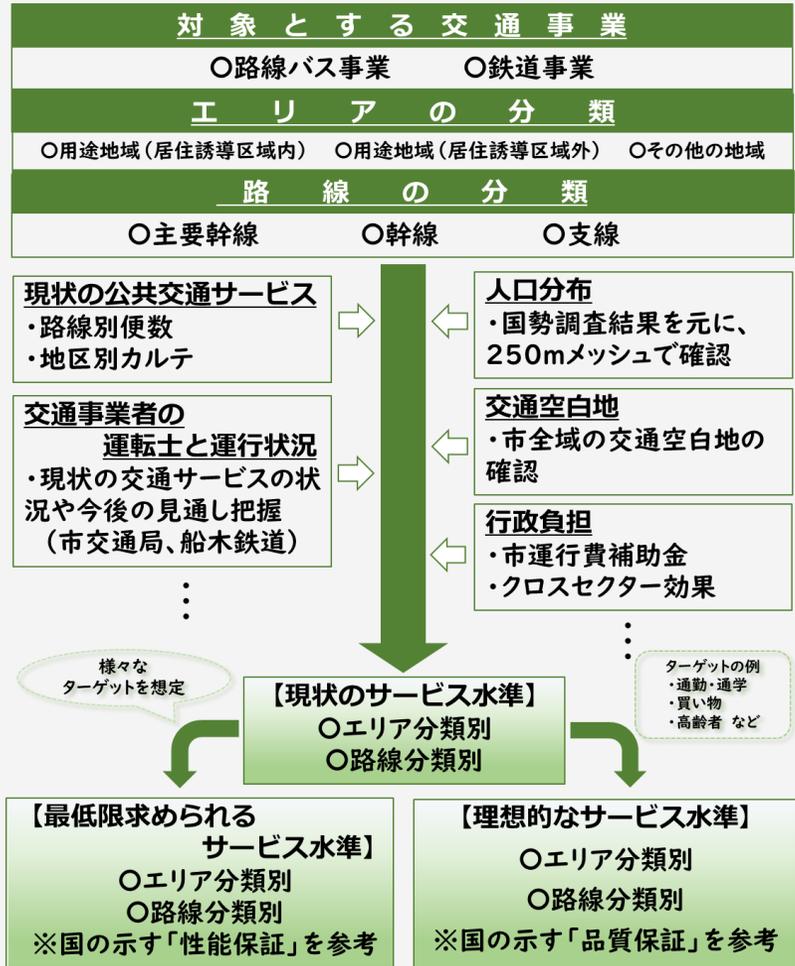
都市政策部 交通政策課

目次

1. 調査・検討の目的と公共交通に求められる役割
2. 移動の現状と現状のサービス水準
3. 公共交通の課題とサービス水準設定方針
4. 各サービス水準
(最低限求められるサービス水準・理想的なサービス水準)
5. 今後の公共交通のあり方

はじめに：令和6年9月定例会 産業建設委員会説明資料

■ サービス水準の設定フロー図



<進捗状況>

対象とする交通事業は路線バス事業を基本とし、用途地域の居住誘導区域内を主な路線とする主要幹線を軸としてサービス水準の調査・検討を進めています。

現在、路線別便数や交通事業者の運転士と運行状況などの整理を進めており、今後、エリア別の目的別活動可能性を整理することで、現状のサービス水準を確認し、そこから、最低限求められるサービス水準と理想的なサービス水準をシミュレートしていきます。

1. 調査・検討の目的 と 公共交通に求められる役割

■ 調査・検討の目的

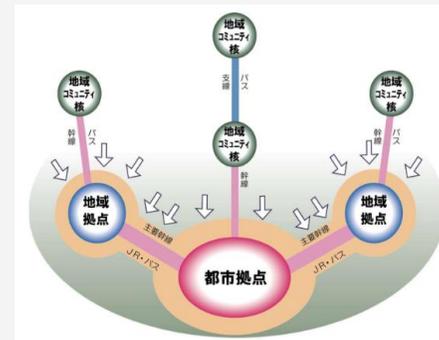
・本市では、地域公共交通を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域における公共交通のあり方を総合的に示すマスタープランとして、令和4年3月に「宇部市地域公共交通計画」を策定

・しかしながら、地域公共交通計画の策定以降、公共交通の利用者数の低迷や運転士不足等の問題でサービス水準の維持が困難な状況が発生

・そこで、宇部市立地適正化計画に示されたまちづくりの方向性や交通事業者の現状、行政負担額等を踏まえ、本市の公共交通のサービス水準の現状を調査・明確化し、令和8年度末に策定予定の次期宇部市地域公共交通計画の参考資料とすることを目的に、市内公共交通のサービス水準のあり方を検討

■ 公共交通に求められる役割

＜立地適正化計画＞ にぎわい・安心・利便性の高い生活の実現



公共交通に求められる役割

設定された区域に都市機能や居住を誘導し、利便性の高い集約型のまち「多極ネットワーク型コンパクトシティ」への転換を促進する。

＜地域公共交通計画＞ みんなで支える 安心・安全で、快適な暮らしを保つ地域公共交通



路線分類の設定

- ・ 主要幹線
高頻度かつ等間隔で都市拠点や地域拠点を接続
- ・ 幹線
地域コミュニティ核と都市拠点や地域拠点を接続
- ・ 支線
主要幹線や幹線を補完

2. 移動の現状と現状のサービス水準

■ 移動の現状

- ・ 地理的な特徴：主な移動の目的地となる施設等は南部に集中
- ・ 通勤・通学に利用する移動手段は、自家用車が最も多く、公共交通（鉄道、乗合バス）の利用は僅か
- ・ 買い物や通院は、概ね自エリア内で収まっているものの、北部エリアでは、隣接する他市にまで移動がおよぶ

■ 現状のサービス水準

【路線バスの概略】

- ・ 平日の実車走行キロ 約7,400km／日
- ・ 平日の運転士数 約57人／日
- ・ 年間の市の路線バスへの行政負担額 約3億2千万円／年（見込み）

【路線等分類別のサービス水準】

路線等分類	運行時間帯	運行本数	(ピーク時)
主要幹線	6時台～21時台	概ね2～10便/時間	最大10便
幹線	6時台～21時台	概ね1便/時間	—
支線	6時台～18時台	概ね1便/時間	—

現状のサービス水準下での各エリアにおける活動可能性を確認

エリア別・目的別活動可能性一覧

エリア	地区	通勤	通学	買い物	通院
中央部	新川	まちなかエリア (中心市街地周辺) ※宇部新川駅	宇部市及び 山陽小野田市の 高校・高専 (計13校)	まちなかエリア (中心市街地周辺) ※宇部新川駅	
	鞆の島				
	神原				
	見初				
	岬				
	藤山				
	小羽山				
	上宇部				
西部	琴芝	まちなかエリア (中心市街地周辺) ※宇部新川駅	宇部市及び 山陽小野田市の 高校・高専 (計13校)	暮らしの重点エリア (宇部駅周辺) ※宇部駅	
	恩田				
	常盤				
	西宇部				
東部	厚南	まちなかエリア (中心市街地周辺) ※宇部新川駅	宇部市及び 山陽小野田市の 高校・高専 (計13校)	暮らしの重点エリア (宇部駅周辺) ※宇部駅	暮らしの重点エリア(黒石) ※ゆめタウン宇部
	黒石				
	原				
北部	東岐波	まちなかエリア (中心市街地周辺) ※宇部新川駅	宇部市及び 山陽小野田市の 高校・高専 (計13校)	暮らしの重点エリア (宇部駅周辺) ※宇部駅	暮らしの重点エリア(西岐波) ※床波
	西岐波				
北部	川上	まちなかエリア (中心市街地周辺) ※宇部新川駅	宇部市及び 山陽小野田市の 高校・高専 (計13校)	暮らしの重点エリア (宇部駅周辺) ※宇部駅	暮らしのおすすめエリア (宇部中央病院周辺) ※宇部中央病院
	船木				
	万倉				
	吉部				
	厚東				
北部	小野	まちなかエリア (中心市街地周辺) ※宇部新川駅	宇部市及び 山陽小野田市の 高校・高専 (計13校)	暮らしの重点エリア (宇部駅周辺) ※宇部駅	暮らしの重点エリア(西岐波) ※床波
	二俣瀬				

3. 公共交通の課題と各サービス水準設定方針

■ 公共交通の課題

課題1 「運転士等担い手の確保」

・公共交通の利便性を向上させるためには、高齢化する運転士等担い手の確保が重要となります。

課題2 「財政支出の抑制」

・利用者数の減少に伴う運賃収入の減少や燃料費の高騰などにより、公共交通サービスの収支が悪化し、行政による財政支出も高止まりしている状況です。

課題3 「市民意識調査の満足度向上」

・「利便性の高い公共交通」は、重要度は高く評価される一方で満足度が低い状況にあるため、利用者のニーズに応えたサービス水準にする必要があります。

・利用者のニーズ①
「運行便数」



・利用者のニーズ②

「平日の最終便の運行時刻」



令和6年度「日常の外出や公共交通に関するアンケート調査」より

■ 各サービス水準設定方針

▶ 最低限求められるサービス水準

課題1、課題2の対応として、以下の2つのパターンで運転士の確保と財政支出の抑制を図る最低限求められるサービス水準をシミュレートし検討する。

- ・まちづくりが進められる最低限の運行路線
→ **主要幹線のみ運行 … パターン①**
- ・交通空白地域を拡大させることなく便数を低減
→ **全体の便数を半減 … パターン②**

▶ 理想的なサービス水準

課題3の対応として、以下の条件で理想的なサービス水準をシミュレートし検討する。

- 条件1：幹線では2便望まれていることから、主要幹線においては、最低でも一時間当たり4便の便数とする**
- 条件2：最終便（終発）の時間を22時まで（21時台）**

4. 各サービス水準

■ 最低限求められるサービス水準

【パターン①】

「まちづくりに求められる最低限のサービス水準」

まちづくりを進めることができる最低限の運行路線として、幹線・支線を廃止し、主要幹線のみの運行とする。

路線等分類	運行時間帯	運行本数	(ピーク時)
<u>主要幹線</u>	<u>6時台～21時台</u>	<u>概ね2～10便/時間</u>	<u>最大10便</u>
× 幹線	6時台～21時台	概ね1便/時間	—
× 支線	6時台～18時台	概ね1便/時間	—

< 確認 >

- 交通空白地域の変化
- 運行便数の変化
- 各エリアにおける目的別活動可能性
- 行政負担額

【パターン②】

「人口カバー率を維持させた最低限のサービス水準」

面的な交通空白地域を拡大させることなく、現状より全体的に便数を半減する。

路線等分類	運行時間帯	運行本数	(ピーク時)
主要幹線	6時台～21時台	概ね1～5便/時間	最大5便
幹線	6時台～21時台	概ね0.5便/時間	—
支線	6時台～18時台	概ね0.5便/時間	—

< 確認 >

- 運行便数の変化
- 各エリアにおける目的別活動可能性
- 行政負担額

4. 各サービス水準

■理想的なサービス水準

設定1. 一時間当たりの便数

- ・ 主要幹線 : 4便
 - ・ 幹線 : 2便
 - ・ 支線 : 1便
- ※ パルスタイムテーブル

設定2. 最終便の時間

- ・ 22時まで (21時台)

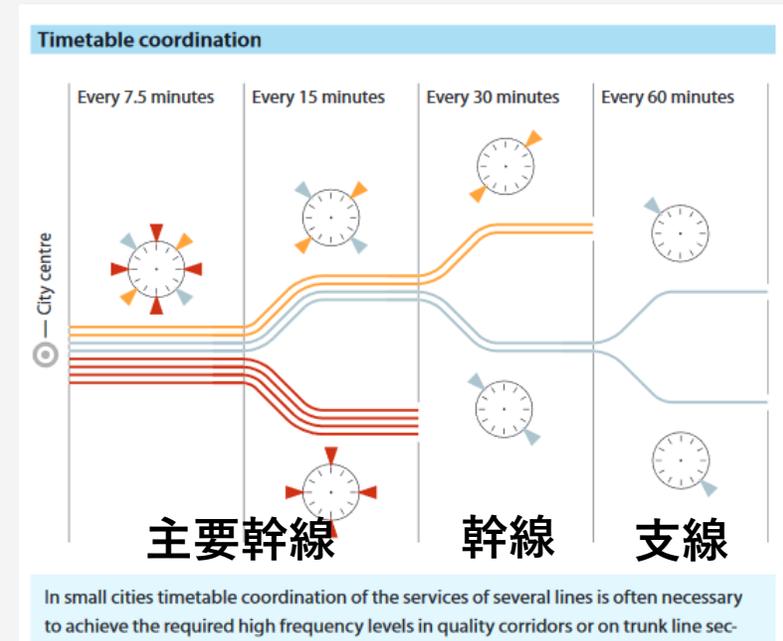
路線等分類	運行時間帯	運行本数	(ピーク時)
主要幹線	6時台~21時台	概ね4~10便/時間	最大10便
幹線	6時台~21時台	概ね2便/時間	—
支線	6時台~21時台	概ね1便/時間	—

<確認>

- 不足する運転士数
- 行政負担額 など

【パルスタイムテーブル】

複数のパターンダイヤ同士が整合されて乗り継ぎがスムーズになるようになっているダイヤであり、下図のように同じピッチか倍数で接続される。



5. 今後の公共交通のあり方

現状のサービス水準における公共交通の運行状況や行政負担額、各エリアにおける活動可能性を基準として、「最低限求められるサービス水準」と「理想的なサービス水準」を検討することで、以下のことを明確にしていくこととしています。

- ◎ 「最低限求められるサービス水準」では、
 - ・ 「まちづくりに求められる最低限のサービス水準」
 - ・ 「人口カバー率を維持させた最低限のサービス水準」を示すことで、**サービス水準を低下させることによる公共交通の運行リソース（運転士等担い手、行政負担）の縮減の方向性を明確にする。**

- ◎ 「理想的なサービス水準」では、
運行便数の増便と運行時間帯の延伸により、市民満足度を高めるために必要となる運転士数や行政負担額を示すことにより、**サービス水準向上の可能性を明確にする。**

産業建設委員会

8 宇部市常盤通りウォークブル推進協議会の
開催状況について

都市政策部
中心市街地活性化推進課

宇部市常盤通りウォークラブル推進協議会及びにぎわい創出検討部会の開催状況について

■協議会の開催状況

協議会	開催日	内容
第1回 ～ 第4回	令和4年3月28日(月) ～ 令和4年9月28日(水)	【エリアビジョン・空間利活用デザイン・社会実験検討】 「 キャッチフレーズ(ときわTerrace:通称T-Terrace) 」と「 整備方針 」を決定。また、社会実験の実施体制を決定
第5回	令和5年1月31日(火)	【空間の管理運営・ブランディングの検討】 管理運営体制 についての検討
第6回	令和5年3月27日(月)	【空間の管理運営・ブランディングの検討】 管理運営体制、情報発信、今後のスケジュール についての検討
第7回	令和5年6月13日(火)	【社会実験・実施設計・駐車場基本計画(案)の説明】 社会実験の内容 を検討、 実施設計・駐車場基本計画(案) を説明
第8回	令和5年7月19日(水)	【実施設計内容の説明】 ランドスケープの考え方、構造物等の仕様、彫刻の配置、全体平面確認
第9回	令和6年2月2日(金)	【社会実験結果報告、実施設計・ウォークラブル区域・ほこみちの説明】
第10回	令和6年10月7日(月)	【幾何構造等・管理運営計画(素案)・景観デザインガイドライン】

■部会の開催状況

部会	開催日	検討内容
第1回 ～ 第16回	令和4年3月28日(月) ～ 令和5年3月2日(木)	【エリアビジョン・空間利活用デザイン検討】 キャッチフレーズ、7つの公園的歩行空間のゾーン別コンセプトの検討、整備イメージの模型を製作し、整備方針(案)を部会に提案 【社会実験・空間の管理運営・ブランディング検討】 社会実験の内容、情報発信の手法についての検討
第17回	令和5年6月1日(木)	【社会実験の概要・実施設計の状況を報告】
第18回	令和6年7月5日(金)	【実施設計の状況を報告、コンテナ用途及びデザインなど】

ウォーカブル推進協議会での報告事項

第10回 ウォーカブル推進協議会（令和6年10月7日）

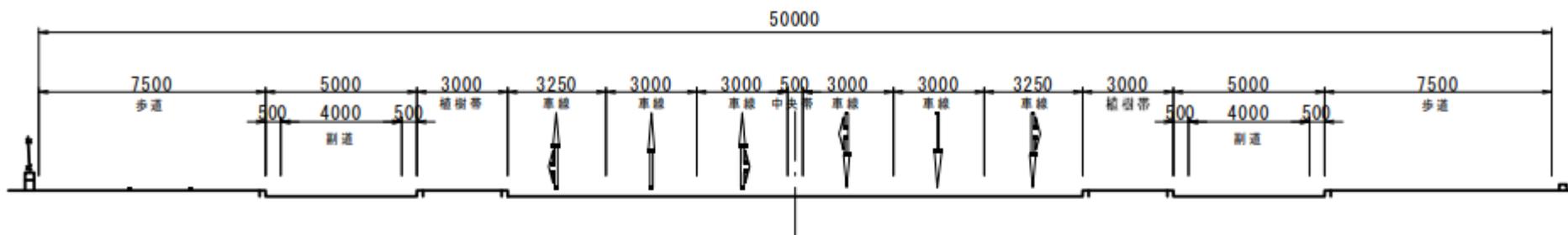
- ①歩行空間の幾何構造等について
- ②常盤通りの管理運営計画（素案）について
- ③景観デザインガイドラインについて

歩道空間の幾何構造等について

標準断面

(現況幅員)

車線 (最左車線 $W=3.25\text{m}$ 、その他車線 $W=3.00\text{m}$)、中央帯 $W=0.50\text{m}$ 、
副道 全幅 $W=5.0\text{m}$ 、自転車歩行者道 $W=4.0\text{m}$ 、植樹帯 $W=3.0\text{m}$



(計画幅員)

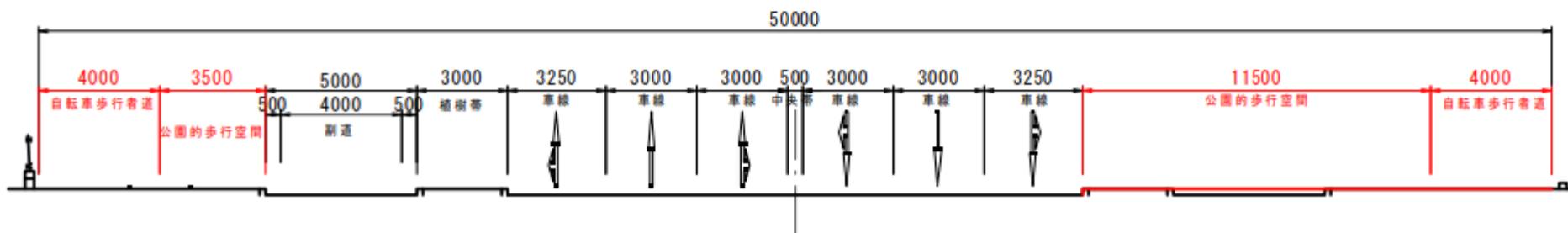


図 標準断面図

歩道空間の幾何構造等について

国道190号宇部市役所周辺歩行空間整備 L=0.6km (両側)

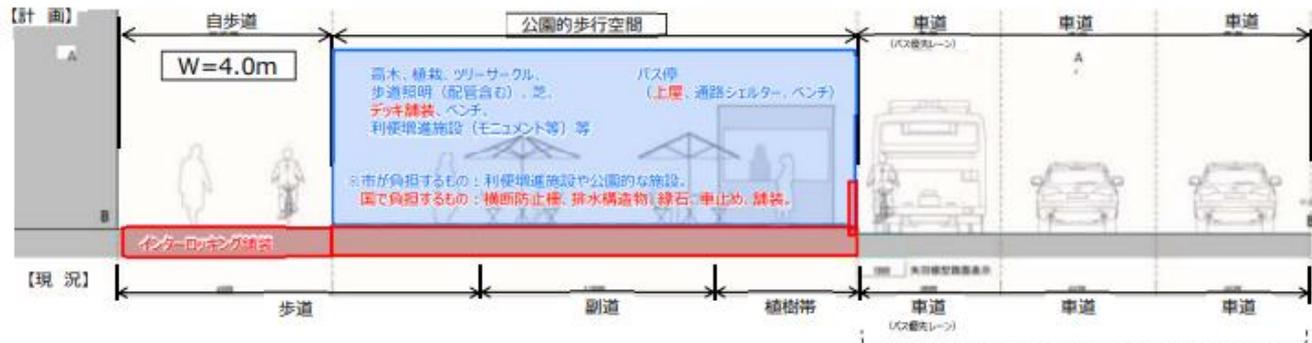


整備方針 (案) が示されている7エリア

事業範囲



- 施工区分
 - 国：道路管理者として維持管理が必要な基礎の整備 (舗装、排水構造物、横断防止柵など)
 - 市：利便増進に係るような施設 (モニュメント、ベンチなど)
- 管理区分
 - 施工区分に基づく。
 - 舗装 (デッキ舗装、インターロッキングなどの表面部分)、車止めは市で管理。



市の施工区分

国の施工区分

将来、空間の再配分を検討

常盤通りの管理運営計画（素案）について

これまでの経緯

第5回宇部市常盤通りウォークブル推進協議会 （令和5年1月31日開催）

高質かつ持続可能な管理運営を行うためには、官民連携による管理運営が必要

地域に定着し、周辺事業者と連携が図れ、
広域にマネジメントができる

「中間組織による管理運営」

- ・ 民間のノウハウにより空間を柔軟に活用出来る。
- ・ 収益を管理運営費に還元する仕組み作りが可能である。
- ・ 運営者や利用者の視点を意識した維持管理が出来る。
- ・ イベントを主体的に開催することが出来る。
- ・ 関連主体との連携が図り易い。
- ・ 利用者の各種手続きを支援出来る。

第6回宇部市常盤通りウォークブル推進協議会 （令和5年3月27日開催）

「ときわいこっと。」において、都市再生推進法人（株にぎわい宇部）による管理運営の実証実験を行い検討

令和6年度まで ※市役所前完了
管理運営に向けた検討

令和7年度～
管理運営に着手

（株）にぎわい宇部による管理運営
（都市再生推進法人）

常盤通りの管理運営計画（素案）について

目的

常盤通りのウォークアブル区域のマネジメントを市と連携して行うことで、当該地域における全体の最適化を図り、運営を通じた事業化を推進することで市の管理費負担を軽減し、自走可能な状態を目指す

主な役割

維持管理

- ・点検、巡回
- ・落葉拾い、清掃
- ・芝刈り、植栽管理
- ・軽微な修繕など

企画・運営 サポート

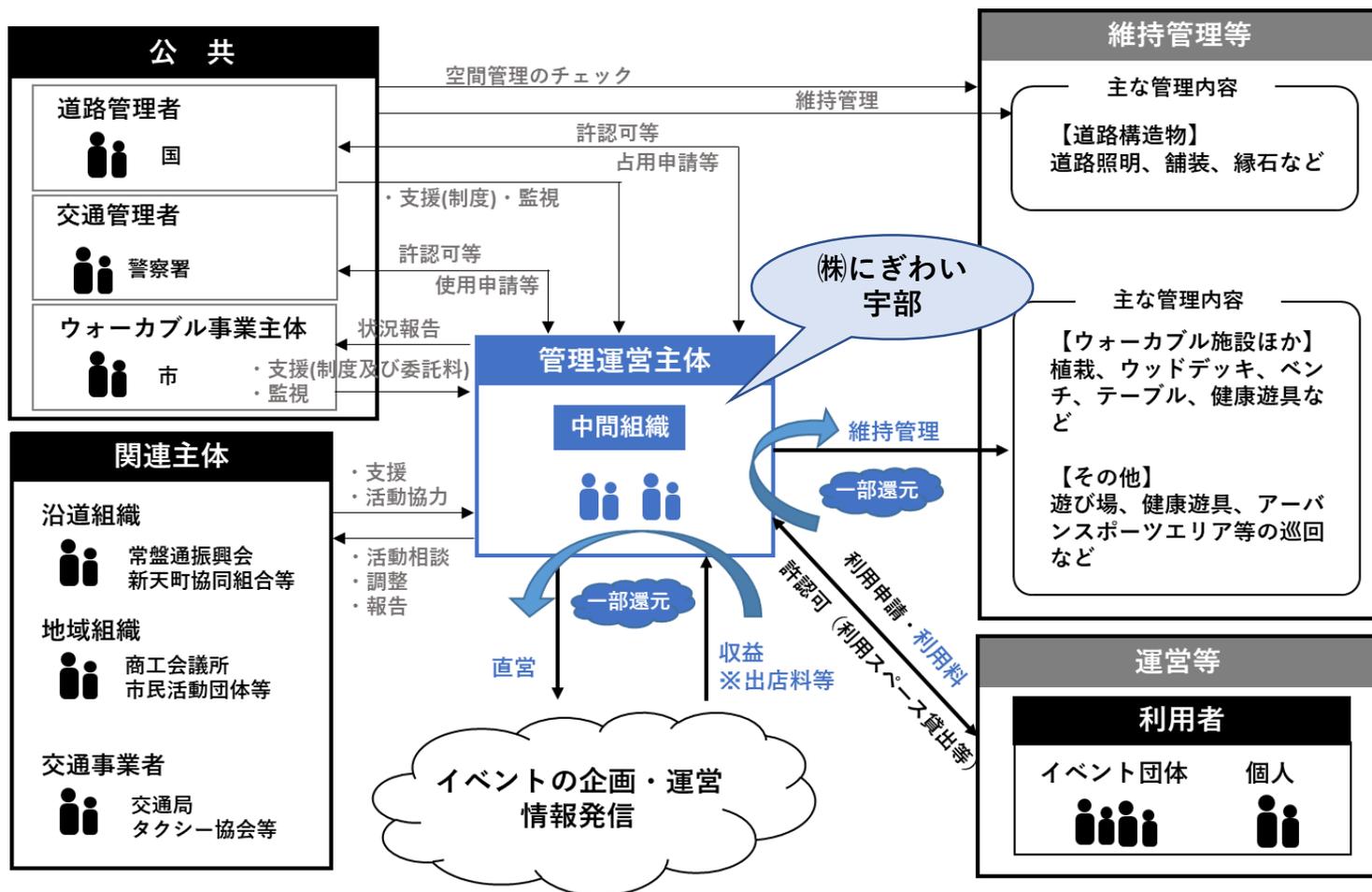
- ・イベント企画、運営
- ・貸出スペース管理
- ・コンテナ運営
- ・商店街、イベント実施者等との各種調整
- ・占用協議、申請など

広報・PR

- ・情報発信
- ・HP、SNS運用
- ・企業広告掲載

常盤通りの管理運営計画（素案）について

管理運営体制のスキーム



常盤通りの管理運営計画（素案）について

委託と自主事業

市から委託

維持管理

- ① 日常点検・管理 (①-1~3)
- ② 清掃 (落ち葉拾い等)
- ③ 芝生・花壇・樹木管理 (③-1~3)

企画・運営・サポート

- ④ イベント企画・運営
(④-2) 民間イベント等相談・受付
- ⑤ 貸出スペース等の管理
(⑤-2~4) 車止め管理ほか
- ⑥ 沿道商店街等との調整
- ⑦ 占用申請等の受付・提出

自主事業

- ④ イベント企画・運営
(④-1) 主催イベントの企画・運営
- ⑤ 貸出スペース等の管理
(⑤-1) イベントスペース運営
(⑤-5) コンテナハウス運営

広報・PR

- ⑧ 情報発信
- ⑨ 企業広告掲載

将来的に自主事業
へ移行
(収益還元)

常盤通りの管理運営計画（素案）について

想定する収益

令和9年度以降

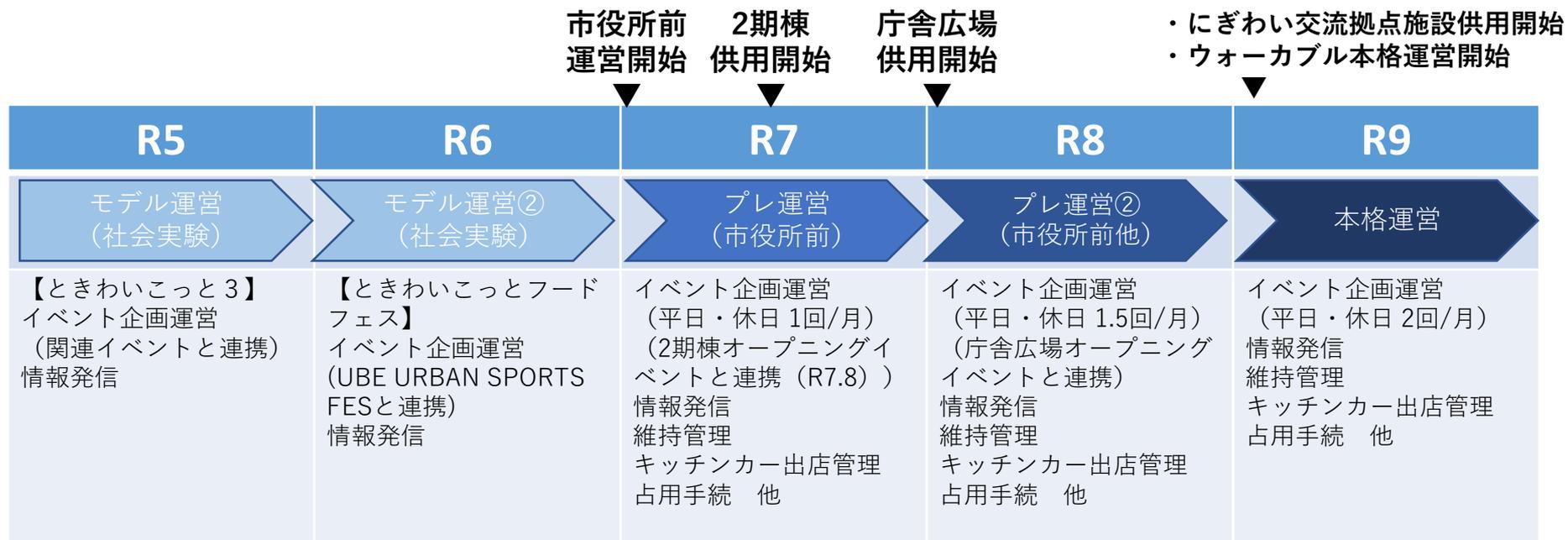
内 容	
自主事業による収益	■ 出店料・使用料 ・キッチンカー、露店、貸出スペース
	■ チャレンジショップ家賃収入 ・コンテナハウス貸出3～4棟
	■ 企業広告収入 ・コンテナハウス掲載、照明灯フラッグなど
	■ イベント補助金 ・主催事業の場合



将来的な
委託費削減
につなげる

常盤通りの管理運営計画（素案）について

ロードマップ（予定）



景観デザインガイドラインについて

常盤通り周辺の現状と課題

- ・常盤通りのウォークアブル化に向けて歩道空間は再整備されるが、沿線建物等と歩道の関わりが薄く、空間全体としてより魅力的な景観形成を行う必要がある。

現状



景観形成イメージ



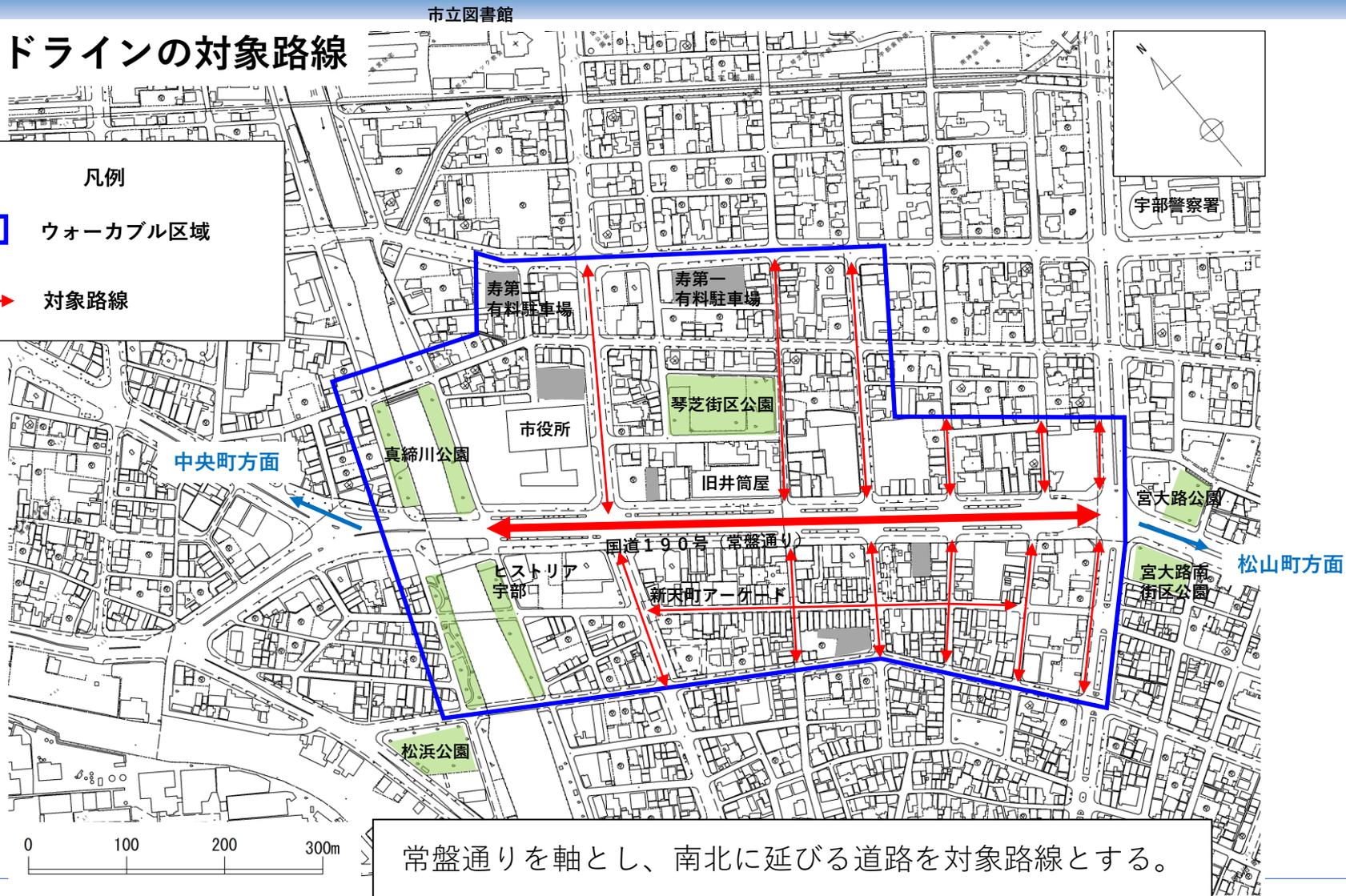
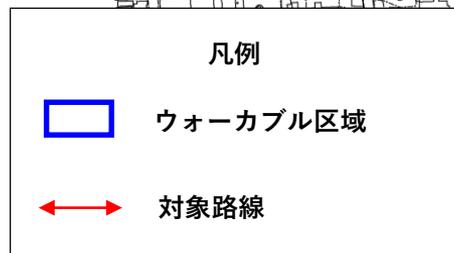
花園町通り（愛媛県松山市）

ガイドライン作成の目的

景観デザインガイドラインを作成することで、歩道空間だけでなく沿線建物等も含めた魅力的な空間づくりを推進し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを形成する。

景観デザインガイドラインについて

ガイドラインの対象路線



景観デザインガイドラインについて

宇部市景観計画（既存計画）との関係性

常盤通り：「シンボルゾーン（シンボルとなる通り景観を形成するゾーン）」の一部
シンボルゾーンの主な景観形成方針及び基準（宇部市景観計画）

（形態・意匠・色彩）

- ・低層部は、歩行者ににぎわいを感じさせる意匠の工夫や演出を行う。
- ・落ち着きと風格を感じさせる色、低層部ではアクセントとなる色を効果的に使用する。

（位置）

- ・外壁はできる限り後退せず、隣接する建物同士の壁面の位置を調和させる。
後退する場合は建物との連続性を感じさせるよう修景措置を行うか、
歩道と一体的な憩いや休憩の空間を配置する。

（建築設備）

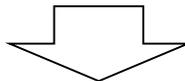
- ・配管設備等を公共空間に面する外壁に露出しない。

（素材）

- ・長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択する。

（その他）

- ・駐車場の見え方に配慮する。
- ・進入路を最小限とする。



宇部市景観計画との整合を図りつつ、より具体的で実現可能な内容を示したガイドラインを作成する。

景観デザインガイドラインについて

ガイドラインに記載する内容

沿線建物等が面する歩道状況や建物用途等のパターンの組み合わせにより、**沿線建物等の具体的な景観デザイン**を記載する。

ベースマップ

ウォークアブル区域



歩道状況

①常盤通り ②その他道路（歩道有り） ③その他道路（歩道無し）



既存or新築

①既存建物 ②新築・建替え



建物用途

①事務所 ②小売業 ③サービス業 ④飲食業 ⑤戸建て など

景観デザインガイドラインについて

景観デザインの要素

①オーニング



②ファニチャー



③植栽



④看板



⑤照明



- ・色味・質感・形状・サイズ等について記載
- ・歩道状況や建物用途等のパターンの組み合わせにより実現可能なものを選択

景観デザインガイドラインについて

景観デザインの要素

新築・建替えの場合は以下の要素も加える。

①開口部



②セットバック



③外壁



歩道との連続性をより高めるデザインについて記載

議案第百七号

宇部市地方卸売市場業務条例中一部改正の件

宇部市地方卸売市場業務条例（昭和四十七年条例第四十七号）の一部を次のように改める。

令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭二

目次及び第一条中「利用」を「使用」に改める。

第二条の二及び第二条の三を削る。

第四条第二項中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を受けて」を削る。

第五条第一項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を受けて」を削る。

第十条第一項中「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市」に改める。

第十一条の四の見出し中「利用指定」を「の利用指定」に改め、同条中「利用指定」を「使用指定」に、「利用」を「使用」に改める。

第三十条第三項中「利用料金」を「使用料」に改める。

第四十四条、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項並びに第四十八条第一項及び第二項中「指定管理者」を「市長」に改める。

「第五章 市場施設の利用」を「第五章 市場施設の使用」に改める。

第五十五条の見出し中「利用指定」を「使用指定」に改め、同条第一項中「利用する」を「使用する」に、「利用期間その他の利用条件は、指定管理者」を「使用期間その他の使用条件は、市長」に改め、同条第二項中「利用しよう」を「使用しよう」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第三項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第五十六条中「利用者」を「使用者」に、「利用させ」を「使用させ」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

第五十七条中「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第五十八条中「利用者」を「使用者」に、「利用資格」を「使用資格」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第五十九条中「指定管理者」を「市長」に、「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改める。

第六十条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第六十一条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第一項中「利用者は、指定管理者に対し、利用料金」を「使用者は、別表第四に定める額の使用料」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「利用料金」を「使用料」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「指定管理者」を「市長」に、「公益上」を「災害の発生」に、「市長の承認を受けて、利用料金」を「使用料」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「その他施設利用」を「その他施設使用」に、「利用者」を「使用者」に改め、同項を同条第四項とする。

第七十五条第二項中「指定管理者」を「市長」に、「市場入場者」を「市場へ入場する者」に改める。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

別表第四中「利用料金」を「使用料」に、「利用」を「使用」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 面積に係る使用料の額並びに会議室及び冷蔵庫に係る使用料の額については、この表に定めるところにより算定して得た合計額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の宇部市地方卸売市場業務条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

「説明」

宇部市地方卸売市場について、施設の再整備後の運営を考慮し、管理手法を変更するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

目次

第五章 市場施設の利用（第五十五条―第六十一条）

（目的）

第一条 この条例は、宇部市地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第十三条第四項に規定する事項及び施設の利用、監督処分等について定め、生鮮食品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（指定管理者による管理）

第二条の二 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、市場の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第二条の三 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の利用の指定及び許可（指定又は許可の取消しを含む。）に関すること。
- 二 市場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。
- 三 市場施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- 四 その他市場の管理及び運営に関する事務のうち、市長の専属的権限に属するものを除く業務

（開場の期日）

目次

第五章 市場施設の使用（第五十五条―第六十一条）

（目的）

第一条 この条例は、宇部市地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第十三条第四項に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、生鮮食品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（開場の期日）

收受に関する条件を含む。)を定めたとき及び変更したときは、その内容を指定管理者に届け出るとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しなければならぬ。

2 指定管理者は、前項の届出の内容(売買取引に係る金銭の收受に関する条件に限る。)について、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

(売買取引の制限)

第四十六条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

2 卸売業者、買受人又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、売買を差し止めることができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第四十七条 指定管理者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。

3 指定管理者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の公表)

第四十八条 卸売業者は、毎開場日、その日の主要な品目について、卸売予定数量並びに卸売の数量及び卸売価格を指定管理者に報告するとともに、その日の主要な品目について、卸売予定数量及びその主要な産地並びに卸売の数量及び卸売価格を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 指定管理者は、前項の報告に基づき、市場における毎開場日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び卸売価格を公表しなければ

收受に関する条件を含む。)を定めたとき及び変更したときは、その内容を市長に届け出るとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しなければならぬ。

2 市長 は、前項の届出の内容(売買取引に係る金銭の收受に関する条件に限る。)について、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

(売買取引の制限)

第四十六条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長 は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

2 卸売業者、買受人又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長 は、売買を差し止めることができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第四十七条 市長 は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。

3 市長 は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の公表)

第四十八条 卸売業者は、毎開場日、その日の主要な品目について、卸売予定数量並びに卸売の数量及び卸売価格を市長 に報告するとともに、その日の主要な品目について、卸売予定数量及びその主要な産地並びに卸売の数量及び卸売価格を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 市長 は、前項の報告に基づき、市場における毎開場日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び卸売価格を公表しなければ

ならない。

第五章 市場施設の利用

(施設の利用指定)

第五十五条 卸売業者、買受人及び関連事業者が利用する市場施設の位置、面積、利用期間その他の利用条件は、指定管理者が指定する。

2 前項に規定する者以外の者で市場施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(用途変更、転貸等の禁止)

第五十六条 前条第一項の指定又は同条第二項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に利用させてはならない。ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第五十七条 利用者は、指定管理者の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 利用者が指定管理者の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、指定管理者は、利用者に対して返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第五十八条 利用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務認定の取消しその他の理由により市場施設の利用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、指定

ならない。

第五章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第五十五条 卸売業者、買受人及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 前項に規定する者以外の者で市場施設を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

(用途変更、転貸等の禁止)

第五十六条 前条第一項の指定又は同条第二項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第五十七条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対して返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第五十八条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務認定の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長

管理者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第五十九条 指定管理者は、市場施設について、業務の監督、災害予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、利用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は利用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第六十条 指定管理者は、故意又は過失により、市場施設を滅失又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(利用料金等)

第六十一条 市場の利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

2| 利用料金は、別表第四に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとし、当該利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

3| 月額の利用料金を算定する場合において、一月に満たないときは日割計算とする。

4| 指定管理者は、公益上 その他特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

5| 市場において使用する電力、ガス、水道その他施設利用に伴う費用は、利用者の負担とする。

(市場秩序の保持等)

第七十五条

2| 指定管理者は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認め

の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第五十九条 市長は、市場施設について、業務の監督、災害予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第六十条 市長は、故意又は過失により、市場施設を滅失又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第六十一条 市場の利用者は、別表第四に定める額の使用料を納付しなければならない。

2| 月額の使用料を算定する場合において、一月に満たないときは日割計算とする。

3| 市長は、災害の発生その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

4| 市場において使用する電力、ガス、水道その他施設使用に伴う費用は、使用者の負担とする。

(市場秩序の保持等)

第七十五条

2| 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認め

るときは、取引参加者及び市場入場者
| に対し入場の制限その他必要な措置をと
ることができる。

(市長による管理)

第七十七条 市長は、第二条の二の規定にか
かわらず、地方自治法第二百四十四条の二
第十一項の規定により指定管理者の指定を
取り消し、又は管理の業務の全部若しくは
一部の停止を命じたときその他特別の事情
があるときは、必要な限度において、第二
条の三各号に掲げる業務を行うものとす
る。

2 前項の場合において、第四条第二項及び
第五条第一項ただし書中「指定管理者」と
あるのは「市長」と、「ときは、市長の承
認を受けて」とあるのは「ときは」と、第
十条第一項中「利用料金」とあるのは「使
用料」と、「指定管理者」とあるのは「市
と、第三十条第三項中「利用料金」とある
のは「使用料」と、第四十四条、第四十六
条、第四十七条第一項及び第三項、第四十
八条第一項及び第二項並びに第五十五条か
ら第六十条までの規定中「指定管理者」と
あるのは「市長」と、第六十一条第一項中
「指定管理者に対し、利用料金」とあるの
は「市長に対し、使用料」と、同条第二項
中「利用料金は、別表第四に定める額の範
囲内において、指定管理者が市長の承認を
受けて定めるものとし、当該利用料金は、
指定管理者の収入として収受させるもの」
とあるのは「前項の使用料の額は、別表第
四に定めるとおり」と、同条第三項中「利
用料金」とあるのは「使用料」と、同条第
四項中「指定管理者」とあるのは「市長」
と、「市長の承認を受けて、利用料金」と
あるのは「使用料」と、第七十五条第二項
中「指定管理者」とあるのは「市長」と読
み替えるものとする。

るときは、取引参加者及び市場へ入場する
者| に対し入場の制限その他必要な措置をと
ることができる。

第七十七条 削除

別表第四（第六十一条関係）

種別	利用料金の額
会議室	一回（三時間）につき 七二〇円 超過時間一時間につき一割増、夜間（午後五時から午後十時まで） 利用の場合は二割増

備考

1 面積に係る利用料金の額並びに会議室及び冷蔵庫に係る利用料金の額については、指定管理者が定める額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 第七十七条第一項の場合において、別表第四中「利用料金」とあるのは「利用料」と読み替えるものとする。

別表第四（第六十一条関係）

種別	使用料の額
会議室	一回（三時間）につき 七二〇円 超過時間一時間につき一割増、夜間（午後五時から午後十時まで） 使用の場合は二割増

備考

面積に係る使用料の額並びに会議室及び冷蔵庫に係る使用料の額については、この表に定めるところにより算定して得た合計額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。